

令和5年度 第三期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画策定支援業務仕様書

1. 業務名称

令和5年度 第三期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、5年を一期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされており、令和6年度をもって計画期間を終了することから、現計画の最終評価及び令和7年度を始期とする「第三期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画（以下『第3期計画』という。）を作成するにあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行うなど、この計画策定支援に関する業務を委託する。

3. 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）までとする。

ただし、業務内容のうち令和6年度に予定している業務については、今年度選定した業者を契約協議の第1候補者とする。

※令和6年度において予算が成立しない場合はこの限りではない。

4. 契約上限額

令和5年度：1,800,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5. 委託業務の内容

計画策定の作業を効率的に進めるため、国が示す市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出の考え方及び今後示される市町村子ども・子育て支援事業計画策定に係る基本方針（以下『国の基本方針』という。）を踏まえ概ね次の業務を行うものとする。

なお、業務内容は、計画に必要な事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により、内容の変更又は追加を求める場合がある。

【令和5年度】

（1）現状の分析

① 基礎データの整理

統計資料や関連調査の結果、国・県の方針等から、本町における子ども・子育て支援及び母子保健に関する現状や背景を整理する。

② 課題の整理

基礎データの整理から、計画の領域別の課題を抽出する。

(2) ニーズ調査の実施

第三期計画における需要量の見込みを推計する上での基礎資料とするため、子育て支援に関する生活実態や要望等について町民の意向を把握するため、未就学児童の属する世帯及び小学生児童が属する世帯、約 1,500 件を対象にアンケート調査を実施する。

① 調査票の設計

国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」及び今後国が策定する基本方針を基に、本町独自の調査項目を盛り込んだアンケートの設計を行う。

② 集計・分析・報告書作成等

回収された調査票データおよび記述回答を入力の上、単純集計ならびに計画策定に必要なクロス集計を実施し、グラフ作成等により報告書としてとりまとめる。その際、発注者が保有する既存資料等から把握するサービス提供状況及び見込み量、町の施策意向等を考慮し、今回の調査結果を参考に分析を加え、第三期計画における各種事業の確保方策及び目標量を設定する。

記述回答については、項目ごとに分類整理し、要点をとりまとめる。

(3) 会議の運営支援

下記の会議について、運営を補佐する。その他、計画策定を円滑かつ効果的に進めるため、適宜打合せ等を行う。

① 子ども・子育て支援推進会議（年 2 回程度）

(4) 成果品

① 現状・課題分析報告資料（紙媒体 1 部、電子媒体 1 部）

② アンケート結果報告資料（紙媒体 1 部、電子媒体 1 部）

なお、アンケート集計結果については、概要版を作成するとともに、集計終了後速やかに速報値を「中間報告」として提出すること。

※その他、必要又は有効で、実施が可能である支援がある場合は提案すること。

【令和 6 年度】※予算が成立した場合の想定業務内容

(1) 計画策定

① 第 3 期計画骨子案の策定

令和 5 年度業務の結果及び目標量を基に、各種会議等での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえ、第 3 期計画骨子案を策定する。

なお、第 3 期計画案は、発注者の指示により適宜修正を行うこと。また、今後国から示されるこども大綱等を踏まえた内容については、別途指示する。

② パブリックコメントの実施支援

第 3 期計画骨子案に関して発注者が実施する町民向けパブリックコメントについ

て、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

③ 第3期計画書及び概要版の作成

素案の最終案について、編集レイアウトを行い、計画書を作成・印刷する。また、計画内容を要約し、概要版として編集・印刷する。

(2) 会議の運営支援

下記の会議について、運営を補佐する。その他、計画策定を円滑かつ効果的に進めるため、適宜打合せ等を行う。

① 子ども・子育て支援推進会議（年5回程度）

② 庁内検討会

子ども・子育て支援推進会議、庁内関係課職員からなる庁内検討会において、全体スケジュールの工程管理を行い、必要な協議事項の設定を行うとともに、会議内容に応じた資料提供を行う。

(3) 成果品

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| ① 第三期計画書 本冊（本文カラー刷、資料編1色刷 100頁程度） | 100部 |
| ② 第三期計画書 概要版（カラー刷 8頁） | 1,000部 |
| ③ 上記にかかる電子データ（CD-R等） | 1式 |

※その他、必要又は有効で、実施が可能である支援がある場合は提案すること。

6. 業務の執行体制（適正な人員の配置）の確保

(1) 募集する事業者等（受託者）

受託者は、第三期計画策定支援業務を行うことのできる事業者等とし、過去に島根県内において同様の計画策定若しくはこの計画と関連の深い計画の策定実績を複数有するものとする。

(2) 業務に応じた人員配置

受託者は、この委託業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

7. 業務実施の留意事項

(1) 隠岐の島町との調整

① 定期的な打合せ

受託者は、業務の遂行にあたり、隠岐の島町と定期的な打合せを行うものとする。

② その他の調整

受託者は、事業の実施に際し、隠岐の島町の要請に速やかに対応するものとする。

(2) 成果の帰属及び秘密保持

① 本業務により得られた成果は、原則として隠岐の島町に帰属する。

② 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から隠岐の島町に提出された企画提案書等は、本業務におけ

る受託者の選定以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が隠岐の島町から受領又は閲覧した資料等は、隠岐の島町の了解無く公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た隠岐の島町等の業務上の秘密を保持しなければならない。

エ 本業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律の規定を順守し、対象者の個人情報保護に万全を期すこと。

(3) 再委託

受託者は、原則として業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ない事由により業務の一部において再委託を行う場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、隠岐の島町の承諾を得なければならない。

(4) その他の事項

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、隠岐の島町と協議して定める。